

随意契約結果(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額税込	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由</a> <a href="#">随意契約理由番号</a>	WTO
1	万博ホストシティとしての食のおもてなし事業にかかる企画・運営業務	催事	読売新聞・一般社団法人チーム関西共同体	200,000,000円	令和6年10月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	大阪産業創造館二酸化炭素消火設備点検等業務委託	消防設備保守点検	(株)コーアツ 大阪支社	30,690,000円	令和6年10月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
3	令和6年度中学生が参加するコンサート企画運営業務委託	催事	(公社)大阪フィルハーモニー協会総務局	6,896,000円	令和6年10月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	令和6年度伝統芸能鑑賞会(上方芸能)企画運営業務委託	催事	(一社)落語知育振興協会	1,425,000円	令和6年11月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
5	令和6年度伝統芸能鑑賞会(能・狂言)企画運営業務委託	催事	(公社)能楽協会	4,168,425円	令和6年11月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
6	大阪産業創造館防火シャッター点検整備業務委託	消防設備保守点検	東洋シャッター(株)大阪支店	19,140,000円	令和6年11月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
7	長居球技場防火シャッター点検整備業務委託	消防設備保守点検	東洋シャッター(株)大阪支店	7,843,000円	令和6年11月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
8	平野スポーツセンター防火シャッター点検整備業務委託	消防設備保守点検	三和シャッター(株)大阪支店	3,834,600円	令和6年11月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
9	東淀川スポーツセンター防火シャッター点検整備業務委託	消防設備保守点検	文化シャッター(株)関西支店	2,245,100円	令和6年11月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

随意契約結果(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額税込	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由</a> <a href="#">随意契約理由番号</a>	WTO
10	住之江スポーツセンター防火シャッター点検整備業務委託	消防設備保守点検	文化シャッター(株) 関西支店	1,130,800円	令和6年11月6日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	—
11	史跡難波宮跡におけるOsaka Free Wi-Fi整備等業務委託	電気通信事業	エヌ・ティ・ティ・ブ ロードバンドプラット フォーム(株)	14,907,200円	令和6年11月28日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	—
12	プール監視システム構築及び機器設置等業務委託	情報処理	双葉電気通信(株)	22,668,250円	令和6年12月12日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	—
13	芸術創造館防火シャッター点検整備業務委託	消防設備保守点検	三和シャッター(株) 大阪支店	3,454,660円	令和6年12月25日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	—
14	プール監視システム運用及び保守業務委託(長期継続)	情報処理	双葉電気通信(株)	2,961,750円	令和6年12月26日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	—

1

## 随意契約理由書

1 案件名称

万博ホストシティとしての食のおもてなし事業にかかる企画・運營業務委託

2 契約の相手方

読売新聞・一般社団法人チーム関西共同体

3 随意契約理由

本業務は、世界中から多くの観光客が訪れる「2025年日本国際博覧会」（以下「万博」という。）期間中を、大阪が誇る食の魅力を世界に向けて発信する絶好の機会ととらえ、万博期間中に国内外から多数来阪する観光客に大阪の食を大いに楽しんでいただくため、大阪城公園・太陽の広場において、多様な食のブースが集う会場を設置し、「食のおもてなし」を実施することで、都市魅力の発信を行い、さらには万博後の大阪へのリピーター獲得に繋げるものである。

本業務の実施にあたっては、食店舗の出店調整や来阪観光客への効果的な事業の広報などにおいて民間事業者のもつ幅広い知識や技術、経験、専門性等を活用する必要があるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

公募したところ、1事業者から応募があり、学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、読売新聞・一般社団法人チーム関西共同体と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局観光部観光課集客拠点担当（06-6469-5164）

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪産業創造館二酸化炭素消火設備点検等業務委託

2 契約の相手方

株式会社コーアツ 大阪支社

3 随意契約理由

本点検は、平成 25 年 11 月 26 日付け消防庁告示第 19 条に基づき、大阪産業創造館に設置されている二酸化炭素消火設備（以下「本設備」という。）の容器弁の安全性点検を行うものである。

本設備は、上記事業者製のもので、同社がメーカー独自の技術により設計・製造しているため、設備の構造及び形状を熟知している製造事業者でなければ技術面での対応が不可能である。

以上の理由により、上記事業者のみが本点検を行うことができる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部企業支援課（電話番号 06-6264-9940）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和6年度中学生が参加するコンサート企画運營業務委託

## 2 契約の相手方

公益社団法人大阪フィルハーモニー協会 総務局

## 3 随意契約理由

本業務は、心豊かで生き活きとした芸術文化創造都市の実現を目指し、市民とくに青少年が芸術に親しむ環境づくりを行い、芸術文化が生活の一部となること、また、自ら芸術家を目指す者を育てるために、子どもの頃から「身近で気軽に芸術文化にふれること」や「第一級の芸術にふれさせること」により、より豊かな感性を育み、生涯にわたって芸術文化に親しむきっかけとすることを目的として、市立中学生(吹奏楽部等に所属する生徒)を対象に、プロのオーケストラ奏者に直接指導を受けながら本格的な音楽ホールにおいてフルオーケストラと共演コンサートを実施するものである。

本業務の実施にあたっては、フルオーケストラと市立中学生が共演するコンサートを企画するノウハウを持ち、かつ市民が第一級の音楽にふれることができるコンサートを実現するものであるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内に置いて、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

公募について1事業者から応募があり、企画提案内容について学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、契約相手方として適切とのことであったため、同会議の意見を踏まえ、公益社団法人大阪フィルハーモニー協会総務局を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5174）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和6年度伝統芸能鑑賞会（上方芸能）企画運營業務委託

## 2 契約の相手方

一般社団法人 落語知育振興協会

## 3 随意契約理由

本業務は、市民（特に伝統芸能初心者や青少年）が質が高く、かつ様々な伝統芸能を身近に親しめるよう、鑑賞機会を提供するとともに、伝統芸能（講談、落語、浪曲、上方舞などの上方を代表する伝統芸能。ただし、能楽、文楽、歌舞伎は除く。）の普及を図るため、解説及び体験コーナーを交えた鑑賞会を企画・実施するものである。

本業務の実施にあたっては、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

公募について1事業者から応募があり、企画提案内容について学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、契約相手方として適切とのことであったため、同会議の意見を踏まえ、一般社団法人落語知育振興協会を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき一般社団法人落語知育振興協会と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5174）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和6年度伝統芸能鑑賞会（能・狂言）企画運營業務委託

## 2 契約の相手方

公益社団法人 能楽協会

## 3 随意契約理由

本業務は、市民特に伝統芸能初心者や青少年が様々な伝統芸能を身近に親しめるよう、鑑賞機会を提供するとともに、伝統芸能（能・狂言）の普及を図るため、解説および体験コーナーを交えた鑑賞会を企画・実施するものである。

本業務の実施にあたっては、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内に置いて、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

このことから、企画提案内容について学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5174）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪産業創造館防火シャッター点検整備業務委託

## 2 契約の相手方

東洋シャッター株式会社 大阪支店

## 3 随意契約理由

大阪産業創造館防火シャッターは、設置後 24 年以上が経過し、経年劣化により設備を構成する部品の各所に劣化が見受けられることから、点検及び整備を行い、正常な状態に復旧することを目的とするものである。また、平成 17 年 12 月 1 日の建築基準法施行令の一部改正に伴い、危害防止装置の設置が義務化されたことから、この基準に適応させるための整備を行う必要がある。

本業務は、本設備を構成する部品について点検及び整備を行うものであり、防火シャッターの構造、部品の形状や規格等が各社異なることから、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ行うことが不可能である。

以上の理由により、本設備の製造事業者である上記事業者のみが実施できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局産業振興部企業支援課（電話番号 06-6264-9940）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

長居球技場防火シャッター点検整備業務委託

## 2 契約の相手方

東洋シャッター株式会社 大阪支店

## 3 随意契約理由

長居球技場防火シャッターは、設置後 39 年以上が経過し、経年劣化により設備を構成する部品の各所に劣化が見受けられることから、点検及び整備を行い、正常な状態に復旧することを目的とするものである。また、平成 17 年 12 月 1 日の建築基準法施行令の一部改正に伴い、危害防止装置の設置が義務化されたことから、この基準に適応させるための整備等を行う必要がある。

本業務は、本設備を構成する部品について点検及び整備を行うものであり、防火シャッターの構造、部品の形状や規格等が各社異なることから、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ行うことが不可能である。

以上の理由により、本設備の製造事業者である下記事業者のみが実施できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課（電話番号 06-6476-8487）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平野スポーツセンター防火シャッター点検整備業務委託

## 2 契約の相手方

三和シャッター工業株式会社 大阪支店

## 3 随意契約理由

平野スポーツセンター防火シャッターは、設置後 41 年以上が経過し、経年劣化により設備を構成する部品の各所に劣化が見受けられることから、点検及び整備を行い、正常な状態に復旧することを目的とするものである。また、平成 17 年 12 月 1 日の建築基準法施行令の一部改正に伴い、危害防止装置の設置が義務化されたことから、この基準に適応させるための整備等を行う必要がある。

本業務は、本設備を構成する部品について点検及び整備を行うものであり、防火シャッターの構造、部品の形状や規格等が各社異なることから、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ整備等を行うことが不可能である。

以上の理由により、本設備の製造事業者である下記事業者のみが実施できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課（電話番号 06-6476-8487）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

東淀川スポーツセンター防火シャッター点検整備業務委託

## 2 契約の相手方

文化シャッター株式会社 関西支店

## 3 随意契約理由

東淀川スポーツセンター防火シャッターは、設置後 31 年以上が経過し、経年劣化により設備を構成する部品の各所に劣化が見受けられることから、点検及び整備を行い、正常な状態に復旧することを目的とするものである。また、平成 17 年 12 月 1 日の建築基準法施行令の一部改正に伴い、危害防止装置の設置が義務化されたことから、この基準に適応させるための整備等を行う必要がある。

本業務は、本設備を構成する部品について点検及び整備を行うものであり、防火シャッターの構造、部品の形状や規格等が各社異なることから、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ行うことが不可能である。

以上の理由により、本設備の製造事業者である下記事業者のみが実施できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課（電話番号 06-6469-5148）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

住之江スポーツセンター防火シャッター点検整備業務委託

## 2 契約の相手方

文化シャッター株式会社 関西支店

## 3 随意契約理由

住之江スポーツセンター防火シャッターは、設置後 35 年以上が経過し、経年劣化により設備を構成する部品の各所に劣化が見受けられることから、点検及び整備を行い、正常な状態に復旧することを目的とするものである。また、平成 17 年 12 月 1 日の建築基準法施行令の一部改正に伴い、危害防止装置の設置が義務化されたことから、この基準に適応させるための整備を行う必要がある。

本業務は、本設備を構成する部品について点検及び整備を行うものであり、防火シャッターの構造、部品の形状や規格等が各社異なることから、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ行うことが不可能である。

以上の理由により、本設備の製造事業者である下記事業者のみが実施できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局企画総務部施設整備課（電話番号 06-6476-8487）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

史跡難波宮跡における Osaka Free Wi-Fi 整備等業務委託

## 2 契約の相手方

エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社

## 3 随意契約理由

本業務は、国に史跡指定されている難波宮跡において、Osaka Free Wi-Fi の整備等業務を委託するものである。

難波宮跡については、令和4年度に公園整備（北部ブロック）や魅力向上業務（北部・南部ブロック）等を担う管理運営事業者を建設局とともに選定し、令和6年度には、官民連携で、北部・南部ブロックにおいて古代難波宮を体感できるARコンテンツを開発する。このたびの業務は、難波宮跡において、キャリア契約のない外国人観光客等が、当該ARコンテンツをスマートフォン等で視聴できるインターネット環境を整備等することを目的とする。

北部ブロック（建設局所管）においては、上記公園整備の一環として、上記管理運営事業者及びエヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社（以下「NTTBP」という。）により、Osaka Free Wi-Fi が整備される。よって、上記ARコンテンツを視聴する外国人観光客等が北部・南部ブロックを往来する際、Wi-Fi 接続に必要な認証作業を一度で済ませられるようにするなど利便性を向上させ、視聴促進につなげるため、南部ブロック（経済戦略局所管）においてもOsaka Free Wi-Fi によりインターネット環境を整備した。

Osaka Free Wi-Fi の利用環境整備を官民連携で推進しているOsaka Free Wi-Fi 整備計画推進委員会事務局に確認したところ、当該整備にかかる機器は、Osaka Free Wi-Fi で唯一、屋外で使用可能な機器となり、NTTBP 仕様である。また、当該機器に対応するクラウドもNTTBP が管理している。

公衆無線 LAN アクセスポイントが発信する電波は、アンテナの角度、エリア内の障害物、他の電波源などの条件が電波の到達距離、強度、通信速度に大きく影響することとなるため、NTTBP より、史跡施工においては臨機応変な対応が必要であり、快適で安定したインターネット環境を整備するためには、自社と自社指定の事業者による設計及び施工・保守によらなければならないと説明を受けた。このため、不具合・故障が発生した場合、責任の所在が不明確になるなど、本業務の目的達成が保証されず本市にとって著しい支障が生じる恐れがあった。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的

が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（06-6469-5176）

## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

プール監視システム構築及び機器設置等業務委託

## 2. 契約の相手方

双葉電気通信株式会社

## 3. 随意契約理由

全国では毎年水難事故が発生しており、昨年、大阪府内でも死亡事故が起きている状況である。また、市内の屋内プールでは、健康増進を目的とした高齢者の利用者が多く、より安全に配慮した事故防止対策が求められることは当然ながら利用者の健康増進につなげ継続的な利用を促すことも重要となっている。

本業務は、①プールにおける溺者や水中アクシデントの事故防止対策、②利用者の運動量（遊泳距離、時間等）を可視化することによる健康管理支援を行うため、それら2つの機能を有したプール監視システム「nagi システム」を市内プールの1施設に試行的に導入し、その効果を検証することで将来的に他の施設への導入に向けて検討を行うことを目的に実施するものである。

なお、「nagi システム」は、次のような特徴がある。（別紙サービス比較参照）

- ① ・Bluetooth 通信方式による監視システムであり、遊泳者の装着するタグと、天井及び壁面に設置されたロケータで通信を行う。一定時間タグが水没し電波が遮断されると、監視員へアラートされる
  - ・水面近くの溺者発見に有効
- ② 位置情報システムが付加されており、遊泳時間や距離などを把握することが可能
- ③ 映像等を記録することがなく、個人情報漏洩リスクがない
- ④ 他のサービスと比較し安価である
- ⑤ 他都市の公営プールにおいて、導入実績を有する

「nagi システム」の開発元であるスペインの企業 Zonyx 社は、日本国内での「nagi システム」に関する専属契約をオーウエル株式会社と行っており、また、オーウエル株式会社は「nagi システム」のシステム構築から設置、保守に関する業務を双葉電気通信株式会社のみにはしか実施することを認めていないため、その他事業者が同業務を実施することができない状況である。

上記理由により、双葉電気通信株式会社が本業務を履行できる唯一の者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課スポーツ施設担当（電話番号：06-6469-3870）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

芸術創造館防火シャッター点検整備業務委託

## 2 契約の相手方

三和シャッター工業株式会社 大阪支店

## 3 随意契約理由

芸術創造館防火シャッターは設置後 25 年以上が経過し、経年劣化により設備を構成する部品の各所に劣化が見受けられることから、点検及び整備を行い、正常な状態に復旧することを目的とするものである。また、平成 17 年 12 月 1 日の建築基準法施行令の一部改正に伴い、危害防止装置の設置が義務化されたことから、この基準に適応させるための整備を行う必要があった。

本業務は、本設備を構成する部品について点検及び整備を行うものであり、防火シャッターの構造、部品の形状や規格等が各社異なることから、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ行うことが不可能である。

以上の理由により、本設備の製造事業者である下記事業者のみが実施できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5176）

## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

プール監視システム運用及び保守業務委託（長期継続）

## 2. 契約の相手方

双葉電気通信株式会社

## 3. 随意契約理由

全国では毎年水難事故が発生しており、昨年、大阪府内でも死亡事故が起きている状況である。また、市内の屋内プールでは、健康増進を目的とした高齢者の利用者が多く、より安全に配慮した事故防止対策が求められることは当然ながら利用者の健康増進につなげ継続的な利用を促すことも重要となっている。

本業務は、①プールにおける溺者や水中アクシデントの事故防止対策、②利用者の運動量（遊泳距離、時間等）を可視化することによる健康管理支援を行うため、それら2つの機能を有したプール監視システム「nagi システム」を市内プールの1施設に試行的に導入し、その効果を検証することで将来的に他の施設への導入に向けて検討を行うことを目的に実施するものである。

なお、「nagi システム」は、次のような特徴がある。（別紙サービス比較参照）

- ① ・Bluetooth 通信方式による監視システムであり、遊泳者の装着するタグと、天井及び壁面に設置されたロケータで通信を行う。一定時間タグが水没し電波が遮断されると、監視員へアラートされる
  - ・水面近くの溺者発見に有効
- ② 位置情報システムが付加されており、遊泳時間や距離などを把握することが可能
- ③ 映像等を記録することがなく、個人情報漏洩リスクがない
- ④ 他のサービスと比較し安価である
- ⑤ 他都市の公営プールにおいて、導入実績を有する

「nagi システム」の開発元であるスペインの企業 Zonyx 社は、日本国内での「nagi システム」に関する専属契約をオーウエル株式会社と行っており、また、オーウエル株式会社は「nagi システム」のシステム構築から設置、保守に関する業務を双葉電気通信株式会社のみにはしか実施することを認めていないため、その他事業者が同業務を実施することができない状況である。

上記理由により、双葉電気通信株式会社が本業務を履行できる唯一の者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課スポーツ施設担当（電話番号：06-6469-3870）